

香川県新型コロナウイルス感染症患者対応医療従事者活動支援事業補助金

よくある質問 (Q & A)

1. 誰がこの補助金を受け取ることができるのですか？

- (1) 感染症指定医療機関
- (2) 帰国者・接触者外来を設置する医療機関及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者に係る入院協力医療機関
- (4) 診療・検査医療機関
- (5) その他知事が適当と認めるもの

のうち、新型コロナウイルス感染患者への診療行為を行う医療従事者に特殊勤務手当を新設または増額して支給する医療機関です。医療機関の設置者は公立・民間等は問いません。

2. 医療従事者とはどのような職員ですか？

医療従事者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条に規定されている医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士等です。

また、医療従事者同様、事務職員が、新型コロナウイルス感染症患者等に接する作業を行った場合も、対象となります。

3. 新型コロナウイルス感染症の「患者」及び「感染の疑いのある者」とは具体的にどのような人ですか？

「患者」とはPCR検査等により新型コロナウイルス感染症に感染していることが確定した者をいい、「感染の疑いのある者」とは症状その他の状況から新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等を受ける必要があると医師が判断した者をいいます。これらの者を交付要綱では「患者等」としています。

4. PCR検査等の結果、陰性となった場合も対象となりますか？

「患者等」には感染症患者の疑いのある者も含まれますので、対象となります。

5. 検体採取の際に合わせてCT検査等を行った場合も対象となりますか？

「患者等」の診療の一環として、対象となります。

6. 3,000円の対象となる業務と4,000円の対象となる作業はどのように判断されますか？

香川県新型コロナウイルス感染症患者対応医療従事者活動支援事業補助金交付要綱第3条関係別表に掲げているとおり、3,000円の対象となる業務としては、患者等に接して行う作業です。

例えば、

- ・問診、検温等、患者等の身体への直接接触を伴わず、短時間で完結する行為

- ・患者等と同一空間において、患者等の使用した物品の処置等、感染の危険性を伴う行為を想定しています。

4,000 円の対象となる作業は、次のとおりです。

- ・患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業
- ・患者又はその疑いのある者に長時間※にわたり接して行う作業

※1日に新型コロナウイルス感染症患者等の診療を行った累計時間が1時間以上の場合

なお、立ち入り検査等により診療日誌等の確認を行うことがありますので、患者の身体への接触の有無や診療行為等を行った時間数が確認できる記録を残しておいてください。

6-2. Q&A 6に「患者等の使用した物品の処置等、感染の危険性を伴う行為」に検査室で検体を取り扱う作業は含まれますか？

例えば、患者等と同一空間において行う、検体採取の補助、患者が触れたりネンや食器等を処理する作業などを想定しています。従いまして、検査室において、検体を取り扱う作業は、補助の対象外となります。

7. 対象の期間はいつからいつまでですか？

令和3年4月1日以降に従事した作業に対して医療機関が支給する特殊勤務手当に係る経費に対して補助します。予算の範囲内において補助を行いますので、終期については、今後の状況に応じて判断することになります。

8. 既に基準額未満の手当を支給しており、規則等の改正により、基準額までの不足分を追給した場合も補助対象となりますか。また、補助対象となる手当額は、追給額のみですか？

追給した場合も、対象となりますが、追給した額が対象経費となります。

9. 当院では、新型コロナウイルス感染症に関わらず、感染症患者に対応する医療従事者に対しては、特殊勤務手当（基準額未満の額）を支給しています。改定する予定はありませんが、その場合は補助対象とはなりませんか？

新型コロナウイルス感染症患者又はその疑いのある者に対応する医療従事者は、十分な感染予防対策を取りながらも、常に自身の感染に対する不安を抱えながら業務にあたっていることから、本補助制度を新設し、医療従事者の活動を支援しようとするものです。この趣旨に鑑み、特殊勤務手当等を新設し、又は増額し支給する医療機関（第2条の交付の対象）へ交付するものとなります。

10. 交付要綱で定める単価の区分や金額を用いなかった場合も補助対象となりますか。また、特殊勤務手当を日額ではなく、月額を支給とした場合、対象となりますか？

各医療機関で整備されている手当制度については、交付要綱と全く同じ区分・金額である必要はありません。

また、月額を支給とした場合も対象となります。ただし、補助金額は、個人ごとに補助基準単価に作業日数を乗じた金額と支給額を比較して少ない方の金額となりますので、個人ごとに3,000円対象業務と4,000円対象業務に従事した日数が把握できるようにしてください。

11. 手術前に新型コロナウイルスの感染を確認するため PCR 検査等を行った場合は、対象となりますか？

新型コロナウイルスへの感染を疑う症状等があり、PCR 検査等を行った場合は対象となりますが、いわゆる手術前検査として、PCR 検査等行う場合は対象となりません。

12. 手当を支給する規則等を定める必要がありますか？

既に、新型コロナウイルスの患者等の診療等にあたる医療従事者への手当てを支給する規則等を定めている場合は、新たに別の規則等を定める必要はありませんので、規則等改正により対応して下さい。

規則等を定めていない場合、新たに定める必要があります。

13. 手当の名称は「特殊勤務手当」である必要がありますか？

交付要綱に掲げる対象業務に従事した医療従事者に対して支給する手当であれば、名称に関わらず補助の対象となります。

14. 職員へ支給を行っても、補助の対象経費に含まれないのはどのような業務ですか？

Q & A 6 及び 6-2 で示した以外に、補助対象経費に含まれないのは、以下のような業務です。

- ・ 医師の診察の結果、行政検査（PCR 検査や抗原検査）を行わなかったもの
- ・ 院内感染対策の一環として検査を行い、行政検査の取扱いではないもの
- ・ 医療機関の入口で発熱者などをトリアージする業務（玄関での検温、問診、誘導など）

※補助対象経費には含みませんが、これらの業務に従事した医療従事者に医療機関が特殊勤務手当を支給することを拒むものではありません。

15. 職員一人が複数の患者の対応をした場合は、基準額は患者人数分で計算するのですか？

交付要綱別表第 3 欄で示しているとおおり、「対象者 1 人につき、作業 1 日あたり 4,000 円又は 3,000 円」となります。“対象者 1 人につき”とは、別表第 2 欄の特殊勤務手当等の対象者（医療従事者）であり、1 人の医療従事者が複数の患者に対応しても基準額は 1 日分です。

16. 勤務時間が日付をまたぐ場合は、2 日分となりますか？

交付要綱別表第 3 欄で「作業 1 日あたり」と示しているとおおり、日付をまたぐ場合は、2 日分となります。支給にあたっては、給与規定で定めておく必要があります。なお、三交代制において、日付をまたいだ勤務帯は、2 日分とはなりません。

17. 県税に滞納がない旨の証明書や就業規則は最初の申請で提出すれば、2 回目以降の申請でも提出する必要がありますか？

同年度内 2 回目の申請の場合は、県税に滞納がない旨の証明は省略できますが、就業規則は申請ごとに毎回添付してください。